

南城市地域支え合い支援事業要綱

平成20年11月26日
南城市訓令第18号

(目的)

第1条 この訓令は、近隣住民の助け合いにより、日常生活及び災害時における要援護者（以下「要援護者」という。）の支援体制を確立し、住民が住みなれた地域で支え合い安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、地域の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、南城市、社会福祉法人南城市社会福祉協議会、南城市民生委員児童委員連絡協議会とする。

(協力員)

第3条 協力員は、地域でこの事業を推進及び啓発に協力する。

2 協力員は次に掲げる者とする。

- (1) 各字区長又は自治会長
- (2) 各地区民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）
- (3) 各字老人クラブ会員
- (4) 各字婦人（女性）会員

(要援護者)

第4条 この訓令において「要援護者」とは、市内に住所を有するもので日常生活での見守りや災害時において地域での支援を必要とする次に掲げる者（施設に入所している者を除く）をいう。

- (1) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 在宅の重度心身障がい者
- (4) 介護保険の要介護認定者のうち見守りが必要な者
- (5) その他前各号に準ずる者

(要援護者の登録の申請)

第5条 要援護者の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「南城市地域支え合い支援事業」要援護者登録申請書（様式第1号、以下「登録台帳」という。）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、地域での支援員（以下「地域支援員」という。）を定め、その者の同意を得るものとする。

3 登録台帳は、民生委員、各字区長、自治会長及び地域支援員に開示する。ただし、地域支援員への台帳開示は、対象者のみとする。

(地域支援員)

第6条 地域支援員は、要援護者に対し、次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 日常生活における声掛け、相談その他意思疎通を図るための活動
- (2) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認その他安全を確保するための活動

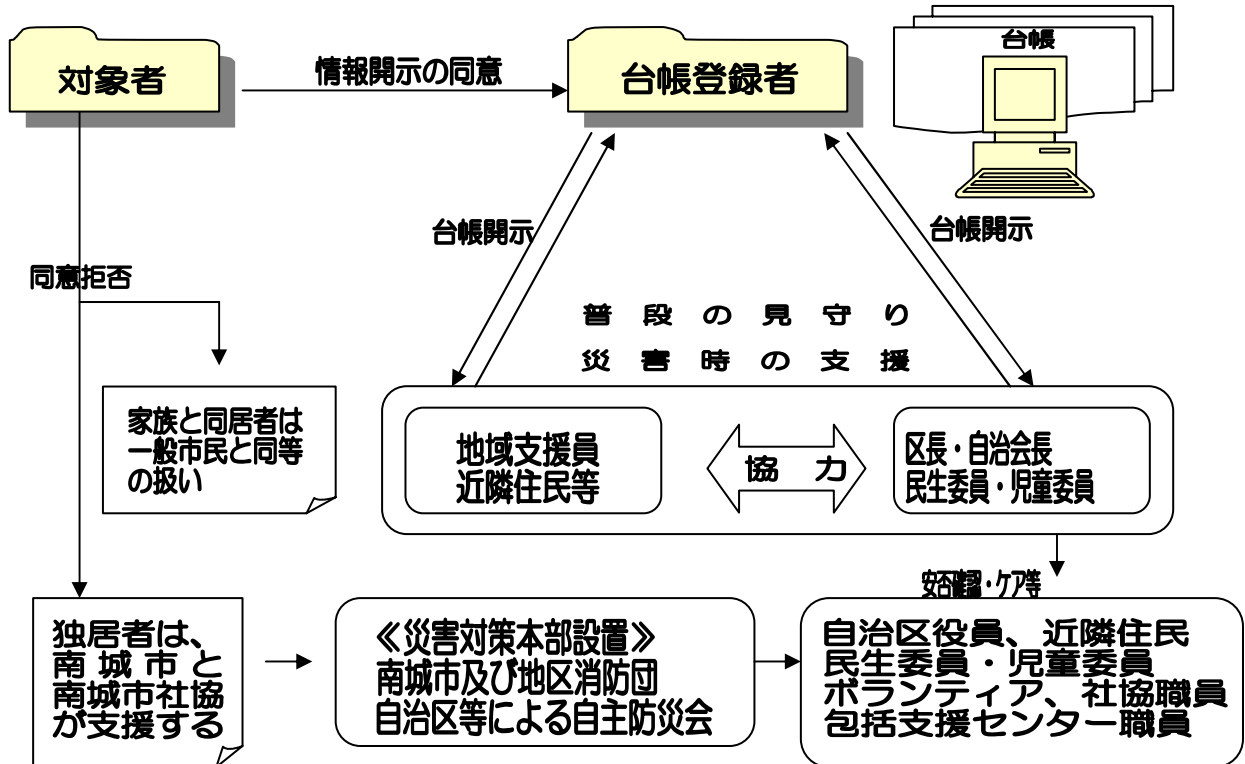
(未登録者の支援)

第7条 未登録者の支援は、各字区長、自治会長及び民生委員の協力を得て南城市が行う。

(支援体制の確立)

第8条 支援体制を次のとおり確立する。

(1) 地域支え合い支援事業要援護者登録制度の創設



(2) 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、民生委員と協力し、「南城市地域支え合い支援事業要援護者登録制度」の説明と登録を推進する。

(守秘義務)

第9条 協力員及び地域支援員は、知りえた要援護者及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この訓令は、平成20年11月26日から施行する。